

写

31 消 安 第 584 号
平成 31 年 4 月 23 日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラの発生に伴う移動制限区域の解除について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝いたします。

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表)」第 9 の 3 (1) において、移動制限区域内の豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を求めるとともに、区域の解除にあたっては、

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 17 日が経過した後に実施する第 12 の 2 の (2) の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する旨規定されています。

しかしながら、今般、我が国で発生している豚コレラについては、発生時の通報において明確な臨床症状を認識されていない事例が確認されています。

つきましては、移動制限区域の解除にあたっては、健康観察による異状の有無だけでなく、精密検査により清浄性の再確認を行う必要があることから、①②に加え、26 日経過以降に採取した検体で再度、清浄性確認検査を実施いただきますようお願いいたします。